

○南越前町ホームページ管理運営要綱

平成25年3月26日

南越前町告示第6号

改正 平成28年3月28日告示第7号

(趣旨)

第1条 この告示は、南越前町がインターネット上に開設するホームページ(以下「町ホームページ」という。)の適正な管理運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コンテンツ 町ホームページ上で情報提供する内容を構成する文章、図画、写真、音楽、動画等の総称をいう。
- (2) リンク 町ホームページと他のホームページを接続することをいう。

(総括管理運営者)

第3条 町ホームページを総括的に管理運営するため、総括管理運営者を置く。

2 総括管理運営者は、情報施策を主管する課の長をもって充て、次に掲げる業務を行う。

- (1) 町ホームページ全体の管理及び運営
- (2) 町ホームページ全体の指導及び助言
- (3) その他町ホームページ全体の円滑な運営のために必要な事項

(管理運営者)

第4条 町ホームページの適正かつ円滑な運用を図るため、管理運営者を置く。

2 管理運営者は、町ホームページを開設する各課等の長をもって充て、次に掲げる業務を行う。

- (1) 所管する町ホームページに掲載するコンテンツの審査及び承認
- (2) 所管する町ホームページに掲載するコンテンツの作成に関する指導及び助言
- (3) その他所管する町ホームページの円滑な管理のために必要な事項

(発信管理者)

第5条 町ホームページの充実を図るとともに、掲載する情報を適正に管理するため、発信管理者を置く。

2 発信管理者は、各課等の長をもって充て、次に掲げる業務を行う。

- (1) 所管する事務事業に関するコンテンツの作成、更新、修正及び削除

- (2) コンテンツに掲載する町ホームページを所管する管理運営者への公開依頼
- (3) 所管する事務事業に関する電子メールによる質問、要望等への回答
- (4) 他課と関連する情報の掲載について、当該他課との調整
(掲載の手續)

第6条 発信管理者は、管理運営者が定めた方法でコンテンツの作成、更新、修正、削除及び公開依頼を行うものとする。

- 2 管理運営者は、前項により公開依頼されたコンテンツを審査し、適正と認めた場合は、速やかに公開しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない理由があると認められるときは、管理運営者への公開依頼を省略して当該コンテンツを公開することができる。
(掲載情報の範囲等)

第7条 発信管理者は、次に掲げる情報を町ホームページに掲載するよう努めなければならない。

- (1) 所管する事務事業に関する行政サービス等の情報
- (2) 町民等の閲覧に供するために作成された各種計画書、パンフレット、広報紙等の情報
- (3) 広く町民等に周知させることを目的として作成した情報
- (4) その他町長が必要と認める情報
(掲載情報の制限)

第8条 次に掲げる情報は、町ホームページに掲載してはならない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 虚偽のもの
- (4) 町の名誉を棄損し、及び信用を損なうもの
- (5) 個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (6) 著作権、知的所有権、肖像権等を侵害するもの
- (7) 政治活動、宗教活動、選挙運動等に関するもの
- (8) 営利を目的とするもの。ただし、町長が特別に掲載することを認めるものを除く。

2 総括管理運営者は、町ホームページに掲載された情報が前項に掲げる規定により掲載できないと判断したときは、直ちに該当情報を削除することができる。

(個人情報制限)

第9条 個人情報に関わる内容の掲載については、次に掲げるものにより行わなければならない

ない。ただし、当該個人が本人の個人情報に関わる内容の掲載について了承した場合は、この限りでない。

(1) 個人名等の掲載は、必要最小限に留めること。

(2) 個人の電話番号及び電子メールアドレスは、原則として掲載しないこと。

(補則)

第10条 前各条に規定するもののほか、リンクの対象、広告の掲載その他この告示の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年告示第7号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。